

富山県済生会富山病院就職支度金貸与制度規程

(目的)

第1条 この規程は、富山県済生会富山病院（以下「当院」という。）が看護師の人材確保を推進するため、入職者に対して就職準備・自己研鑽としての費用を支度金として貸与することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 院長は、将来、当院において看護師として業務に従事しようとする看護学生等であつて、採用試験に合格した者に対して、富山県済生会富山病院就職支度金（以下「支度金」という。）を貸与することができる。

2 当院に直接応募もしくはハローワーク等の公共機関経由で応募してきたものを対象とし、人材紹介会社経由での応募者は対象としない。

(支度金の貸与額等)

第3条 支度金の貸与額は600,000円とし、利息は付さない。

(支度金の申請等)

第4条 支度金の貸与を受けようとする者は、就職支度金貸与申請書（様式第1号）を院長に提出しなければならない。

2 支度金の貸与を受けようとする者は、次に掲げるところにより支度金の貸与を受けた者と連帯して支度金の返還の債務を負担する保証人を立てなければならない。

(1) 保証人は、1人とする。保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する能力を有する者でなければならない。

(2) 申請の時期は、内定後から入職するまでの日とし、入職後の申請は受け付けない。

(支度金の貸与の決定等)

第5条 院長は、支度金の貸与者の選考は、申請書類及び面接によりこれを行い、決定したときは、支度金貸与決定通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

(支度金貸借契約書の提出)

第6条 修学資金の貸与の決定を受けた者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める日までに、保証人と連署のうえ修学資金借用書（様式第4号）を院長に提出しなければならない。

(1) 支度金の貸与を決定した日から20日以内

(2) 第7条の規定に該当して支度金の貸与を取り消された場合、その支度金の貸与の取り消しを受けた日から7日を経過する日

2 保証人は、支度金の貸与を受けている者が死亡したときは、直ちに修学資金借用書を院長に提出しなければならない。

(支度金の取消し)

第7条 院長は、支度金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至つ

たときは、支度金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (2) 在籍している養成施設等を退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 当院が採用内定を取り消した場合及び内定を辞退したとき
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他支度金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(支度金の返還)

第8条 支度金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた支度金の全額を返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に看護師の免許を取得することができなかったとき。
- (3) 看護師の免許を取得した後、引き続き当院において看護師の業務に従事しなかったとき。
- (4) 支度金の返還の免除を受ける前に業務外の事由により死亡し、又は当院において業務に従事しなくなったとき。

2 支度金の返還の方法は、当該返還事由が生じた月の翌月から、月賦又は半年賦の均等払いにより行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

3 支度金を返還するものは、支度金を返還すべき事由の生じた日から20日以内に支度金返還計画書(様式第5号)を提出し、院長の承認を受けなければならない。

(返還の免除)

第9条 院長は、支度金の貸与を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた支度金の全部の返還を免除する。

- (1) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に看護師の免許を取得した後、引き続き当院において看護師の業務に従事し、その業務に従事した期間が36カ月の期間に達したとき。
- (2) 看護師の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため看護師として業務を継続することができなくなったとき。

2 院長は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、支度金の全部又は一部の返還を免除することができる。(

(1) 死亡したとき。

(2) 心身の著しい障害により支度金を返還することが困難になったとき。

3 支度金の免除を受けようとする者は、前各号に該当する事由が生じた日から20日以内に支度金返還免除申請書(様式第6号)を院長に提出しなければならない。

4 第1項に規定する看護師の業務に従事した期間を計算する場合においては、看護

師の務を開始した日の属する月から終了した日の属する月までを算入するものとする。

- 5 前項の期間を計算する場合において、当該期間中育児休業、休職、停職その他これらに準ずる休業（以下この号において「育児休業等」という。）の期間があるときは、育児休業等の期間の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの期間を控除するものとする

（延滞利息）

第10条 支度金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて支度金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌月から返還の日までの期間に日数に応じ、返還すべき額につき年14.5%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

（届出）

第11条 支度金の貸与を受けた者は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、直ちに院長に届け出るものとする。

- （1）退学し、休学し、又は復学したとき。
- （2）退学又は停学の処分を受けたとき。
- （3）支度金の貸与を受けた者又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- （4）修学資金の貸与を辞退しようとするとき。
- （5）修学に耐えない程度の心身の故障が生じたとき。
- （6）看護師の免許を取得したとき。
- （7）看護師の国家試験の合否

2 支度金の貸与を受けたものが死亡したとき、又は自ら前号の規定による届出をすることができないときは、その保証人が届出をするものとする。

附則

この規程は令和5年4月1日より施行する。